新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急経済対策

令和2年3月13日 三 重 県

≪基本方針≫

現在、新型コロナウイルス感染症は、世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、連日、感染者が確認されるなど、県内における感染拡大に予断を許さない状況にあり、早期終息が望まれている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行者による宿泊キャンセル等が発生している観光業をはじめ、中国国内の生産活動の停滞等によりサプライチェーンに毀損が生じている製造業のほか、学校の臨時休業等により様々な業種に、売上や受注の急減、生産活動の停滞、雇用の維持などの課題が拡大している。また、この新型コロナウイルス感染症は、こうした事業活動だけではなく、広く県民生活にも大きな影響を与えている状況であり、この状態を放置すれば三重県経済の基盤が崩壊しかねない。

このため、新型コロナウイルス感染症が県内経済に与える様々な影響に対して、国の緊急対応策等と連動しつつ、全ての当事者が強い危機感を共有し、県内経済団体、金融機関、支援機関等による「オール三重」体制で推進する。

なお、刻一刻と変化する状況に対応するため必要に応じ対策を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大が終息の兆しを見せる時期には、再度事業を成長の軌道に乗せていく取組を中心とした対策を策定し、大胆かつ速やかに実行する。

≪取組方向≫

- 1 事業活動への支援
- (1)資金繰り支援策
 - ① 県融資制度「セーフティネット資金」等の大幅拡充【県】
 - 融資枠の大幅拡大

「セーフティネット資金」及び「リフレッシュ資金」の融資枠を 90 億円から 362 億円に拡大し、資金需要の増大に対応する。

▶ 「セーフティネット資金(危機関連保証)」の追加

全国・全業種を対象とした「危機関連保証」の発動(3月13日)に 連動して、「セーフティネット資金(危機関連保証)」を追加し、売上高 が15%以上減少している事業者に対して、信用保証協会が100%保証 する別枠の保証枠(最大2.8億円)を活用した資金を提供する。

> 信用保証料補助率の上乗せ

「セーフティネット資金(保証4号、保証5号、危機関連保証)」及び「リフレッシュ資金」の保証料補助率について、補助率の上乗せ措置(最大0.4%)を行うことで、たとえば「セーフティネット資金(4号保証)」においては、事業者が負担する保証料率をリーマンショック時の負担率(0.5%)を大きく下回る負担率(0.2%)にまで軽減する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により既に借り入れた「セーフティネット資金」等に関して、事業者の求めに応じて、借換を認めるとともに、事業者負担が軽減されるよう金融機関に配慮を要請する。

▶ 据置期間の延長

「セーフティネット資金(保証4号、保証5号、危機関連保証)」について、据置期間を1年以内から2年以内に延長するとともに、「リフレッシュ資金」について、据置期間なしから据置期間2年以内に延長する。

▶ 「セーフティネット資金(保証5号)」の指定業種の拡大

セーフティネット保証 5 号の指定業種の拡大について、全国知事会を通じて要望した結果、3 月 6 日に 40 業種 (ホテル・旅館、飲食店等)、さらに 3 月 13 日に、316 業種(乳製品製造業、花・植木小売業、洗濯業など)が追加指定され、合計 508 業種に拡大した。

② 日本政策金融公庫による特別貸付制度の創設、特別利子補給制度等【国】

約 1.6 兆円規模の融資・保証枠を確保するとともに、売上高が 5 %以上減少した中小企業・小規模事業者に対し、融資枠(中小 3 億円、国民 6 千万円)の別枠・無担保の特別貸付制度を創設し、3 年間を上限に▲0.9%の金利を引き下げ(中小 1.11%→0.21%)、据置期間も最大 5 年に延長する。

さらに、特別利子補給制度により、フリーランスを含む個人事業主、中小・小規模事業者について、実質無利子化とする。

同時に、小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) に別枠 1 千万円を措置し、▲0.9%の金利を引き下げ (1.21%→0.31%) 小規模事業者への支援を行う。

③ 県融資制度にかかる既往貸付金の元金返済猶予時の補助継続措置【県】

県融資制度において元金等の返済猶予などの条件変更を行った際に、 通常時は行う利子補給補助や信用保証料補助の減額措置を、新型コロナ ウイルス感染症の影響による場合は行わないこととする。

なお、金融機関のプロパー資金においても、条件変更時にかかる事業 者の負担を最小限とされるよう金融機関に特段の配慮を求める。

④ 中小企業高度化資金にかかる既往債務の条件変更等の対応【県】

県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業組合等に低利かつ長期で融資を行っている中小企業高度化資金の元金の返済条件の変更等について、借入人の申し出に応じた柔軟な対応を行う。

⑤ 県内金融機関に対して、中小企業・小規模企業の実情を踏まえたきめ細 かな対応を要請【県】

事業者の当面の資金繰りを緩和するため、既往債務については、これまでに行った条件変更の有無にかかわらず、元本や金利の支払いを一時的に猶予する条件変更に対応することや、新規融資については、政府系金融機関や県融資制度の積極的な活用を含めて、事業者の資金需要に対して迅速かつ丁寧に対応することを要請する。(別紙)

⑥ 農林漁業者への資金繰り支援

▶ 農業経営近代化資金の県融資枠の拡大【国・県】

農業者の経営安定を図るため、農業経営近代化資金の融資枠を拡大 する(12億円→22億円)。

▶ 漁業者への資金繰り支援【国への要望】

養殖漁業者の経営安定を図るため、漁業経営維持安定資金及び漁業 近代化資金(5号資金以外)の無利子化、保証料の無保証化を国へ要 望する。

(2) 回復軌道に乗せるための資金支援

①経営向上支援事業費補助金【県】

売上減少により資金繰り等に影響を受けた旅館・ホテル、飲食業、食品卸売業など食関連中小企業・小規模企業が、今回の難局を乗り越えるために三重県版経営向上計画を策定し、経営力の向上を目指す取組に対し、事業費補助と専門家派遣のパッケージ支援を行う。

(3) 雇用調整助成金などの緊急的な支援

①雇用調整助成金【国への要望】

雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主に対象拡大されるなどの特例措置が実施されるが、感染防止のために、事業主が自らの判断でイベント等を中止するなど、事業主が事業活動を自粛した場合も幅広く事業の対象とするよう国に要望する。また、助成率の引き上げや、手続きの簡素化も含め柔軟な運用を図ること、併せて雇用保険料率の引き下げを要望する。

さらに、これまで助成の対象外であった雇用保険被保険者以外の方も新たに対象とすることや、雇用保険非適用事業所について、雇用調整助成金と同等の支援制度を創設することも要望する。

②介護施設休業等に対応する助成金(新たな助成金制度)の充実 【国への要望】

小学校等臨時休業等に対応する助成金と同様、介護施設等が休業したことに伴い、自宅等で家族を介護等することが必要となった労働者が休業する場合、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた事業所に対する助成金を創設するよう国に要望する。

③事業継続力強化等の支援【県】、【国への要望】

中小企業・小規模企業の事業継続力強化の観点から、テレワークの拡大に向けて、専門家派遣や国制度の活用支援を実施するとともに、新卒者確保に支障が生じないよう、関係団体等と連携しオンラインによる企業説明会の実施などを支援する。

また、中小企業・小規模企業がBCPや防災・減災対策を進めるツールとして活用している「事業継続力強化計画」認定制度について、感染症もリスク項目としてとらえ、対策が広がるよう国へ要望する。

④下請け取引適正化のための対応【国】、【県】

下請取引について、仕入れの遅れや納期の延期等に柔軟に対応するなどの配慮を国と連動して産業界へ要請するとともに、下請企業の相談窓口の周知を図る。

(4) 観光業への支援

(1)宿泊キャンセル等への支援【国への要望】

新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮して、適切な契約上のキャンセル料を特別に免除した宿泊事業者等に対し、相当額を補てんするよう国に要望する。

②遠足・修学旅行等のキャンセルへの対応【県】、【国への要望】

観光事業者への支援につなげていけるよう、県内観光施設等への修学旅行、遠足等を想定していた時期に実施できない場合、「中止ではなく延期とする」よう市町に協力を要請するとともに、同趣旨の通知発出について国に要望する。

(5)農林水産業への支援

①農業支援【国への要望】

農業経営収入保険事業への保険期間の途中での新規加入を認めることを国へ要望する。

②畜産業支援【国への要望】

学校の臨時休業に伴い、余剰となった牛乳をやむを得ず廃棄する費用の補てん、及び乳業メーカーの学校給食用牛乳の衛生管理向上のための設備導入に対する支援を国へ要望する。

③林業支援【国への要望】

住宅設備関連資材の不足等による住宅建築の停滞に起因した木材価格の下落により、林業の採算性の悪化が懸念されることから、伐採後の適正な再造林を促進するため、造林補助事業における植栽への支援について、更なる支援の充実を国へ要望する。

④漁業支援【国への要望】

養殖漁業者の経営安定を図るため、出荷停滞時にも必要となる餌代などの運転資金や養殖魚の一時的な価格の下落に対する補てんを行うなど、漁業収入安定対策の充実を国へ要望する。

⑤農林水産物流通業支援【国への要望】

農林水産物の安定的な提供を行うため、卸売市場、と畜場、集出荷施設や直売所等における衛生管理や業務停止の判断基準などを定めたガイドラインの策定を国へ要望する。

(6) 医療機関・福祉施設等への支援

①医療機関・介護施設への支援【国・県】

感染拡大に伴う患者の増加を見据え、入院患者の受入れを行う医療機関の負担軽減を図るため、人工呼吸器等の設備整備や事前に病床を確保するための経費について支援する。

また、介護施設で感染者が発生した場合等において、施設内を消毒するための必要な経費について、事業者負担がないよう支援する。

②障害者福祉施設支援【国·県】

障害者支援施設等における感染拡大防止のため、多床室を区切り個 室化を行う大規模修繕等を支援する。

就労移行支援、就労継続支援における障がい者の在宅就労を推進する

ため、事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を支援する。

③児童養護施設等支援【国・県】、【国への要望】

学校の臨時休業に伴い、施設での生活時間が長くなることから、日中の職員体制確保のため生じた新たな経費を支援する。 また、食費など一般生活費等の増額を国へ要望する。

(7) その他の事業活動支援

①学校の臨時休業への対応【国への要望】

学校の臨時休業に伴い、学校給食関連事業者やスクールバス運行事業者に発生した損失等を補てんするよう国に要望する。

②各種施設等での安全安心の確保【国】、【県】、【国への要望】

全国的に不足しているマスクについて、国が需給両面から講じる総合的なマスク対策に県として協力するとともに、円滑な事業活動に資するよう、介護施設、社会福祉施設等、卸売市場、と畜場、公共交通事業者等へのマスク、消毒液等の配備を進める。

③事態終息後の回復支援【県】、【国への要望】

事態終息の兆しが見える時期に再度事業活動を成長軌道に乗せていく取組を展開するため、例えばサプライチェーンの多角化に資する海外展開支援やリモートワーク誘致、観光や農林水産物の需要を喚起するようなキャンペーン展開について検討を進めるとともに、国への要望を行う。

2 生活者支援

(1)個人向け生活資金支援

①緊急小口資金等の特例【国・県】

収入減少があった世帯の生活を支援するため、生活福祉資金貸付に 特例を設ける国の制度を活用して、緊急小口資金(10万円以内。学校 等の臨時休業等の影響がある世帯は 20万円以内。)等の貸し付けを行 うため、事業主体である三重県社会福祉協議会に補助を行うとともに、 連携して周知に努める。

②感染者及び濃厚接触者への休業に対する支援【国への要望】

感染症予防法に基づき、都道府県知事が行う入院勧告や就業制限に より労働者が休業する場合、その間、傷病手当が支給されず、収入がな くなる労働者及び個人事業主に対し経済的支援の対象となるよう国に 要望する。

(2) 子どもに対する支援

①放課後児童クラブ等の体制強化【国・県・市町】、【国への要望】

学校の臨時休業に対応するための放課後児童クラブ及び放課後等デイサービスの経費の増額分について、国費(10/10)による支援を実施するほか、基準額を超えた場合においても真に必要な経費を完全に国費で賄うことができるよう、国に要望する。また、日中一時支援事業等についても、経費の増額分等について国の全額財政措置を要望する。

②子どもたちの居場所づくりや食への支援【県】、【国への要望】

既に民間では、貧困家庭に食糧を届けようとする動きがあることから、こうした団体との連携により、食への支援に取り組む。

また、学校の臨時休業に対応するため、民間団体等が行う居場所づく りの取組や給食、子ども食堂の代替として行う子どもへの食の支援に ついて国の補助を要望する。

③子どもたちへの心のケア等【県】

臨時休業期間中、子どもたちの自宅での生活が長くなり、生活のリズムや環境の変化、感染への不安等により、ストレスを感じることも考えられることから、学校等から要請があればいつでもスクールカウンセラーを派遣できる体制をとり、面談や家庭への訪問を行い、子どもの心のケアを実施する。

(3) 雇用支援

①新卒者・非正規労働者への支援【県】

新卒者の内定取消や非正規労働者の雇止め等を防止し、雇用を確保するため、啓発等を実施するほか、新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置する三重県労働相談室の開所時間の拡大を行う。

②職業訓練の充実【県】

雇用の維持のために教育訓練を行う場合も雇用調整助成金の対象となることを踏まえ、津高等技術学校での在職者訓練の受講者受け入れ枠を拡大する。

(4) きめ細かな総合的支援等

①外国人に対する総合的な支援【国・県】、【県】、【国への要望】

みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)について、運営費に係る 国の補助制度の改正を活用して、相談員の増員など、相談体制等を充実 させるとともに、情報提供を充実させるため、MieInfo情報の発信頻度 をあげるほか、国の情報提供の即時多言語化を要望する。

②生活困窮者自立支援【国・県・市町】

生活困窮者自立支援制度に基づいて、家計や仕事、住まい等の課題等に対して、各種貸付や就労支援制度等の必要なサービスにつなぐなど、本人に寄り添った総合的な支援を実施する。

③学校や県立文化施設等での安心安全の確保【県】、【国への要望】

学校などの教育機関や県立文化施設等、においてマスクや消毒液を 配備し、利用する県民の安全安心を確保する。

④学校行事等の中止支援【国への要望】

修学旅行や遠足などの各種学校行事の中止や部活動の休止に伴い発生するキャンセル料の補てんを国へ要望する。

3 制度の弾力的運用や国への財政支援の要望

(1)制度の弾力的な運用【県】

公共工事等について、一時中止や設計図書の変更などによる工期の延長や繰越に柔軟に対応するとともに、個人事業税の申告期限を令和2年4月16日まで延長するほか、県営住宅の目的外入居や家賃の減免を臨時的に行うなど、弾力的な運用を図る。

(2) 地方公共団体における取組への財政支援【国への要望】

地方が責任を持って必要な対策を躊躇なく実施できるよう、地方単独 事業に対しても財源措置を講じるとともに、いかなる場合においても、地 方の財政運営に支障が生じることのないように、地方一般財源総額を確 保・充実すること、さらに、復興交付金に類する自由度が高く地方負担を 軽減する柔軟な交付金制度を創設するよう、国に対して要望する。

(参考) 緊急経済対策の規模 約11億円

【融資枠・拡大後 362億円】